

行政だより



省エネルギー法の改正

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を 改正する法律」が、現在国会で審議されています。本 件は、これまで重点的に省エネルギーを進めてきた 産業部門だけでなく、大幅にエネルギー消費量が増 加している業務部門・家庭部門における省エネルギー 対策を強化するためのものです。以下に提出案の概 要を述べる。

工場・オフィス等に係る省エネルギー 対策の強化

現行省エネ法では、大規模な工場・オフィスに対し、工場単位のエネルギー管理を義務づけているが、産業部門だけでなくオフィスやコンビニ等の業務部門においても(以下「工場等」という。)、以下の措置を講ずる。

- (1) 事業単位(企業単位)のエネルギー管理義務 を導入
 - ① 経済産業大臣は、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものを、特定事業者として指定するものとし、工場等を設置している者に対する届出義務及び指定の取消等所要の規定を設ける。
 - ② 特定事業者は、<u>エネルギー管理統括者及び</u> エネルギー管理企画推進者を選任する。
 - ③ 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち、エネルギーの使用量が政令で定める数値以上であるものを、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等として指定するものとし、指定の取消等所要の規定を設ける。
 - ④ 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等を設置している特定事業者は、当該工場等ごとに、エネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任するものとし、その他エネルギー管理者及びエネルギー管理員に関する所要の規定を設ける。
- (2) フランチャイズチェーン (特定連鎖化事業者) についても、一事業者として捉え、事業者単位 の規制と同様の規制を導入

経済産業大臣は、特定の商標、商号その他の表

示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者(以下「連鎖化事業者」という。)が設置しているすべての工場等及び当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものを、特定連鎖化事業者として指定するものとし、連鎖化事業者に対する届出義務及び指定の取消等所要の規定を設ける。

2. 住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化

現行省エネ法では大規模な住宅・建築物 (2,000 m以上) の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等を課しているが、家庭・業務部門においても、以下の措置を講ずる。

- (1) 大規模な住宅・建築物に係る担保措置の強化 (指示、公表に加えて命令の導入)。
- (2) 一定の中小規模の住宅・建築物も届出義務等の対象に追加。
 - ① 特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のものを第一種特定建築物とし、第一種特定建築物に係る届出をした者に対する命令の規定を設ける。
 - ② 第一種特定建築物以外の特定建築物(以下「第二種特定建築物」という。)の<u>新築又は一定</u> 規模以上の増改築をしようとする者に対する 届出義務並びに届出に係る定期報告及び勧告 等所要の規定を設ける。
- (3) 住宅を建築し販売する事業者に対し、住宅の 省エネ性能向上を促す措置を導入(多数の住宅 を建築・販売する者には、勧告、命令等による 田保)
- (4) 住宅・建築物の省エネルギー性能の表示等を 推進。

3. 施 行

平成21年4月1日から施行。